



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 23 日 (金)
号外第 18 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例	
	(7) (県民課)	5
	鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (8) (鳥取力創造課)	15
	鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例 (9) (〃)	21
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	
	(10) (人事企画課)	22
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (11) (業務効率推進課)	24
	鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例 (12) (男女共同参画推進課)	25

====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県民参加による開かれた公正な県政の一層の推進を図るため、県が設立時の財産の全額を拠出している法人及び指定管理者を実施機関に加える等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県情報公開条例の一部改正

ア 実施機関に、次の法人を加え、これらの法人に関する情報（指定管理者にあっては、公の施設の管理に関する情報に限る。）については、県の機関、国等に関する情報と同様に事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす場合等を除き、開示するものとする。

（ア） 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるもの全額を県が拠出している鳥取県造林公社、鳥取県教育文化財団、鳥取県観光事業団、鳥取県食鳥肉衛生協会及び鳥取県文化振興財団（以下「全部出資法人」という。）

（イ） 県が設置する公の施設の指定管理者（指定管理者が全部出資法人である場合を除く。）

イ 全部出資法人又は指定管理者の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者が、全部出資法人又は指定管理者に対し、行政不服審査法による不服申立てをしたときは、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

ウ 全部出資法人及び指定管理者は、公文書の管理に関する定めを設けるとともに、公文書を適正に管理しなければならない。

エ 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人（以下「特定出資法人」という。）に次の義務を課し、情報公開の推進を図る。

（ア） 特定出資法人は、文書の開示の請求の手続その他情報の公開に関する規程を定め、その保有する文書の開示を行わなければならない。（現行 努力義務）

（イ） 特定出資法人が保有する文書について当該法人から開示を受けられなかつた者は、当該法人を所管する実施機関にその文書の写しの提供を求めるよう要請することができるものとし、要請を受けた実施機関が特定出資法人に当該文書の提出を求めた場合には、特定出資法人は、正当な理由がなければ当該文書の提出を拒むことができない。

オ 県が補助金等を交付している団体（補助金等の額が国庫補助に係るものにあっては5,000万円、単県補助に係るものにあっては1,000万円に満たないものを除く。）は、その保有する情報のうち営業秘密に当たらないもの（当該補助金等の交付の対象となった事務又は事業に係るものに限る。）の公開に努めなければならない。

(2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正

ア 非開示情報の範囲を、(1)のアに準じて改正する。

イ その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

(3) 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

特定非営利活動促進法の一部が改正され、特定非営利活動法人の認定要件の緩和、認定権限の県への移譲等が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 特定非営利活動法人の設立等に係る認証又は不認証の決定は、申請書類の縦覧期間経過後1月以内に行うものとする。
- (2) 特定非営利活動法人は、書面又は電磁的記録をもって社員総会の議事録を作成し、社員総会の決議があつたものとみなす場合には、その内容等一定の事項を議事録に記載しなければならない。
- (3) 特定非営利活動法人等が知事に提出した事業報告書等を謄写する者は、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。
- (4) 認定を受けようとする特定非営利活動法人は、寄附者名簿等を添えて知事に申請しなければならない。
- (5) その他特定非営利活動法人等が知事に申請、届出等を行う場合の手続について定める。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年7月9日とする(6)の一部及びイを除き、同年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

検討中の鳥取県民参画基本条例（仮称）との整合性や県民による非営利公益活動の促進に関する施策等について1年間かけて検討するため、条例の失効期限を延長する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成25年3月31日（現行 平成24年3月31日）まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する等の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員を派遣する公益的法人等を次のとおり変更する。
 - ア 追加する公益的法人等
 - 財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
 - イ 削除する公益的法人等
 - 財団法人鳥取県文化振興財団
 - 財団法人とっとり地域連携・総合研究センター
 - 鳥取県土地開発公社
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。
- (2) 市町村との事務の共同化に伴い、その事務に従事する市町村から派遣を受けた職員を定数の外に置く。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数
-----	-----

	改正後	現行
知事の事務部局の職員	2,938人	2,967人
一般会計支弁に係る職員	2,928人	2,957人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,326人	2,305人
県立学校の職員	2,065人	2,044人
企業局の職員	60人	61人
県費負担教職員	4,211人	4,129人

(2) 定数の外に置く職員に、市町村から派遣される職員のうち、市町村の職員の研修に関する事務に従事しているものを加える。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

条例の検討期限が経過することに伴い、さらに5年後に検討を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 知事は平成28年度末を目指として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県条例第7号

鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p><u>第3章 特定出資法人の保有する文書等の開示（第33条の2・第33条の3）</u></p> <p><u>第4章 情報公開の一層の推進（第34条—第39条）</u></p> <p><u>第5章 雜則（第40条—第43条）</u></p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、<u>次に掲げる機関又は法人その他の団体</u>をいう。</p> <p>(1) <u>知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者</u></p> <p>(2) <u>県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）</u>をいう。</p> <p>(3) <u>鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p><u>第3章 情報公開の一層の推進（第34条—第39条）</u></p> <p><u>第4章 雜則（第40条—第43条）</u></p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、<u>知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）</u>をいう。</p>

(4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるもの全額を県が拠出している法人（財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県教育文化財団、財団法人鳥取県観光事業団、財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。）

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、県が設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体のうち全部出資法人以外のもの（以下「指定管理者」という。）

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び指定管理者）にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(3) 略

(4) 指定管理者が保有しているもののうち、当該指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係るもの以外のもの

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならぬ。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2)及び(3) 略

2～4 略

(開示請求に対する決定等)

第7条 略

2～4 略

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をい

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(3) 略

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所、事業所若しくは学校の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2)及び(3) 略

2～4 略

(開示請求に対する決定等)

第7条 略

2～4 略

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をい

う。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報（指定管理者が管理を行なう公の施設の管理の業務に係る情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。以下同じ。）が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟（以下「同類の訴訟」という。）の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

6 略

（開示義務）

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（1） 略

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、公社の役員及び職

う。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟（以下「同類の訴訟」という。）の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

6 略

（開示義務）

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（1） 略

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及

員、全部出資法人の役員及び職員並びに指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）に含まれる当該公務員等の職の名称その他の職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理情報を除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 略

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は

び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 略

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は

独立行政法人等、地方独立行政法人、公社、全部出資法人若しくは指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)及び(8) 略

(実施機関に対する不服申立て)

第18条の3 実施機関の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。

(雑則)

第33条 略

第3章 特定出資法人の保有する文書等の開示

(特定出資法人による文書等の開示)

第33条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）の総額の2分の1以上を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。）は、前章第1節の規定に準じて、当該特定出資法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有しているもの（指定管理者にあっては、公文書を除く。以下「特定法人文書」という。）の開示の請求手続その他情報の公開に関する規程を定め、特定法人文書の開示を行わなければならない。

(特定出資法人に対する文書等の提出要請)

第33条の3 特定出資法人に対して特定法人文書の開示の請求を行い、その全部又は一部を開示しない旨の決定を受けた者は、当該特定出資法人を所管する実施機関に対して、当該特定出資法人に当該特定法

独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)及び(8) 略

(県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て)

第18条の3 県が設立した地方独立行政法人の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

(公社に対する不服申立て)

第18条の4 公社の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、公社に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

(雑則)

第33条 略

人文書の写しの提出を求める旨の要請（以下「提出要請」という。）をすることができる。

2 提出要請は、次に掲げる事項を記載した要請書を実施機関に提出する方法により行わなければならぬ。

(1) 提出要請をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 提出要請に係る特定法人文書を特定するために必要な事項

(3) その他規則で定める事項

3 提出要請を受けた実施機関は、特定法人文書を保有する特定出資法人に、期限を定めて当該特定法人文書の写しの提出を求めるものとする。この場合において、当該実施機関は、当該期限を、当該提出要請をした者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関から特定法人文書の写しの提出を求められた特定出資法人は、正当な理由がある場合を除き、当該特定法人文書の写しの提出を拒んではならない。

5 提出要請を受けた実施機関は、特定出資法人から特定法人文書の写しの提出を受け、又はその提出を拒まれたときは、第7条第1項から第4項までに定めるところにより、開示決定等をしなければならない。この場合において、これらの規定中「開示請求があった日」とあるのは、「特定法人文書の写しの提出を受け、又はその提出を拒まれた日」とする。

第4章 情報公開の一層の推進

(情報提供施策の充実等)

第35条 略

(県が出資する法人等の情報公開)

第38条 県が資本金等を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び特定出資法人を除く。以下「一般出資法人」という。）及び県が補助金等（補助金、負担金、利子補給金、交付金又は貸付金をいう。以下同じ。）を交付している法人等（県が交付する補助金等の額が、国が交付する補助金等をその財源としない補助金等にあっては1会計年度につき1,000万円、それ以外の補助金等にあっては1会計年度につき5,000万円

第3章 情報公開の一層の推進

(情報提供施策の充実等)

第35条 略

2 公社は、当該公社の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの又は会費（以下「資本金等」という。）を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。以下「出資法人」という。）及び県が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者（指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情

に満たないもの及び一般出資法人を除く。以下「補助金等交付団体」という。)は、この条例の趣旨にのつとり、当該一般出資法人及び補助金等交付団体の保有する情報のうち営業秘密(研究開発、生産、販売その他の事業活動に関する情報であって、秘密として管理されているものをいう。)に当たらないもの(補助金等交付団体にあっては、当該補助金等の交付の対象となった事務又は事業に係るものに限る。)の公開に努めなければならない。

報(指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の公開に努めなければならない。

2 特定出資法人及び県が資本金等の総額の4分の1以上を支出している一般出資法人は、当該特定出資法人及び一般出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般的の閲覧に供するよう努めなければならない。

(県が出資する法人等の情報公開の推進のための措置)

第39条 知事は、特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の性格及び業務内容に応じ、当該特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の情報(補助金等交付団体にあっては、補助金等の交付の対象となった事務又は事業に係るものに限る。以下同じ。)の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の情報の公開に関する相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 知事は、特定出資法人、一般出資法人又は補助金等交付団体の情報の公開に関する苦情(提出要請をすべきものを除く。)の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該特定出資法人、一般出資法人又は補助金等交付団体に対して指導を行うものとする。

第5章 雜則

(公文書の管理)

第40条 実施機関(全部出資法人及び指定管理者を除く。)は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書条例の規定に基づき、公文書を適正に

2 県が資本金等の総額の2分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の情報の公開に関する規程を定め、その保有する文書の公開に努めなければならない。

3 県が資本金等の総額の4分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般的の閲覧に供するよう努めなければならない。

(出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置)

第39条 知事は、出資法人及び指定管理者について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人及び指定管理者の情報(指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設に係るものに限る。以下同じ。)の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、出資法人及び指定管理者の情報の公開に関する相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 知事は、出資法人又は指定管理者の情報の公開に関する苦情の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該出資法人又は指定管理者に対して指導を行うものとする。

第4章 雜則

(公文書の管理)

第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書条例の規定に基づき、公文書を適正に管理しなければならない。

<p>管理しなければならない。</p> <p><u>2 全部出資法人及び指定管理者は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の管理に関する規程を設けるとともに、公文書を適正に管理しなければならない。</u></p>		
--	--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、<u>公社及び鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第1項第4号に規定する全部出資法人</u>（以下「全部出資法人」という。）を除く。）に関する情報（同条例第7条第5項に規定する指定管理情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。）又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、<u>公社、全部出資法人及び鳥取県情報公開条例第2条第1項第5号に規定する指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(8) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、<u>公社、全部出資法人又は指定管理者</u>が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人<u>及び公社</u>を除く。）に関する情報又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人<u>及び公社</u>の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(8) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人<u>又は公社</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の</p>

<p>る。)であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、<u>全部出資法人又は指定管理者</u>の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人、公社、<u>全部出資法人又は指定管理者</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(費用負担)</p> <p>第20条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報を印字装置により出した物の写しの交付<u>その他の物品の供与</u>を受ける者は、当該<u>供与</u>に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第26条 他の法令(鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)を除く。)に個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。</p> <p>2 略</p>	<p>性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人<u>若しくは公社</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(費用負担)</p> <p>第20条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報を印字装置により出した物の写しの交付を受ける者は、当該<u>写しの作成</u>及び<u>送付</u>に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第26条 他の法令(鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)を除く。)に個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。</p> <p>2 略</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県情報公開条例第2条第1項及び第2項の規定は、同条第1項第5号に規定する指定管理者のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第5項の期間(次項において「指定期間」という。)の初日がこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)後であるものについて適用する。

3 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県が設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体のうち、指定期間の初日が施行日以前であるものについては、第1条の規定による改正前の鳥取県情報公開条例第38条第1項及び第39条の規定は、なおその効力を有する。

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

4 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次の

ように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県条例第8号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。） <u>第2章の規定</u> の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(役員の住所又は居所を証する書面) 第3条 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略	(役員の住所又は居所を証する書面) 第3条 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 <u>(2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（特別区の存する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区）の長が発給する文書</u>
<u>(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が発給する文書（当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの）</u>	<u>(3) 当該役員が前2号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が発給する文書（当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの）</u>
2 略	2 略
3 第1項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第30条の7第5項の規定により他の都道府県の知事（同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせている場合にあっては、当該指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、 <u>前条</u> の申請書には、第1項第1号に掲げ	3 第1項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第30条の7第5項の規定により他の都道府県の知事（同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせている場合にあっては、当該指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、 <u>第2条</u> の申請書には、第1項第1号に掲

る書面を添付することを要しない。

げる書面を添付することを要しない。

(社員の表決権行使に係る電磁的方法)

第4条 法第14条の7第3項の条例で定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(事業報告書等の提出及び閲覧)

第5条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならぬ。

2 法第29条第2項の規定による書類の閲覧は、規則で定めるところにより行うものとする。

(補正できる軽微な不備)

第4条 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。

(認証期間)

第5条 法第12条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める期間は、1月とする。

(社員総会の議事録)

第6条 特定非営利活動法人は、書面又は電磁的記録（法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。）をもって社員総会の議事録を作成しなければならない。

2 特定非営利活動法人は、法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなす場合は、当該社員総会の議事録に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなす事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなす日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更の認証申請及び届出)

第7条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に同条第4項に定める書類（所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあっては、法第26条第2項に定める書類）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第25条第6項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、規則で定める届出書に法第25条第6項に定める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による事業報告書等の提出は、規則で定める提出書に法第28条第1項に規定する事業報告書等を添えて、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第9条 法第30条の規定による書類の閲覧及び謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第30条の規定により書類の謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(合併の認証の申請)

第10条 略

(合併の認証の申請)

第6条 略

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第11条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(認定の申請)

第12条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に同条第2項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第44条第2項第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

(認定の公示)

第13条 法第49条第2項第5号（法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める事項については、規則で定める。

(認定の有効期間の更新申請)

第14条 認定特定非営利活動法人は、法第51条第1項に規定する有効期間の更新を受けようとするときは、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(定款等の提出)

第15条 法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に同項に定める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第16条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に同項に定める書類を添えて、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。ただし、既に知事に提出されている法第54条第2項第2号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その書類の提出を省略することができる。

2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第54条第3項又は第4項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第17条 法第56条（法第62条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による書類の閲覧及び謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第56条の規定により書類の謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(仮認定の申請)

第18条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(合併の認定の申請)

第19条 法第63条第1項又は第2項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第10条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第7条 知事は、法第44条第1項の規定により送付を受けた書類の写しについて閲覧の請求があった場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第20条 法第74条に規定する手続については、規則で定めるところにより、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第5条までの規定を適用する。

2 法第75条に規定する作成、備置き及び閲覧については、規則で定めるところにより、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条から第

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第8条 法第44条の2の規定により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合に關し定める事項については、規則で定める。

2 法第44条の3の規定により、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法

<u>5条までの規定を適用する。</u>	<u>その他の情報通信の技術を利用する方法による場合</u> <u>に関し定める事項については、規則で定める。</u>
(規則への委任) <u>第21条</u> この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(規則への委任) <u>第9条</u> この条例に定めるもののほか、法 <u>第2章の規定</u> 及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び次項の規定は、同年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項第1号に掲げる書面には、改正前の鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項第2号に掲げる文書を含むものとする。

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県条例第9号

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>までに延長その他 の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>までに延長その他 の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の派遣) 第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。 (1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア及びイ 略 ウ <u>公益財団法人鳥取県建設技術センター</u> エ <u>公益財団法人鳥取県国際交流財團</u> オ 略 カ <u>公益社団法人鳥取県人権文化センター</u> キ及びク 略	(職員の派遣) 第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。 (1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア及びイ 略 ウ <u>財団法人鳥取県建設技術センター（昭和57年4月1日に財団法人鳥取県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）</u> エ <u>財団法人鳥取県国際交流財團（平成2年11月1日に財団法人鳥取県国際交流財團という名称で設立された法人をいう。）</u> オ 略 カ <u>社団法人鳥取県人権文化センター（平成11年4月16日に社団法人鳥取県人権文化センターという名称で設立された法人をいう。）</u> キ及びク 略 ケ <u>財団法人鳥取県文化振興財團（平成4年10月1日に財団法人鳥取県文化振興財團という名称で設立された法人をいう。）</u> コ <u>財団法人とつとり地域連携・総合研究センター（平成7年6月19日に財団法人とつとり政策総合研究センターという名称で設立された法人をいう。）</u> サ 略

<u>ニ</u> 略 <u>サ</u> 略 <u>シ</u> 略 <u>ス</u> 財團法人鳥取県農業農村担い手育成機構 (昭和44年10月9日に財團法人鳥取県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。)	<u>シ</u> 略 <u>ス</u> 略 <u>セ</u> 略
(2) 公立大学法人鳥取環境大学 (3) 学校法人放送大学学園 2及び3 略	(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に 掲げるもの ア 学校法人鳥取環境大学 イ 学校法人放送大学学園 ウ 鳥取県土地開発公社 2及び3 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,938人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,928人</u> イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,326人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,065人</u> イ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>60人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,211人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>市町村から派遣される職員のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により委託を受けた市町村の職員の研修に関する事務に従事しているもの</u></p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,967人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,957人</u> イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,305人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,044人</u> イ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>61人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,129人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県条例第12号

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (検討)</p> <p>2 知事は、<u>平成28年度末</u>を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (検討)</p> <p>2 知事は、<u>平成23年度末</u>を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。